

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年11月4日
新宿区議会

○辻山座長 それでは、第44回の検討連絡会議を始めたいと思います。
最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事務局から。

○事務局 それでは、事務局から配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第をめくっていただきますと、「みんなでつくろう！新宿区の未来」ということでパンフレット案になっております。そして、「みんなでつくろう！新宿の未来」ということで「区」が入っていませんけれども、同じものが2つついております。これは表紙のA案、B案ということで、本日、どちらを使うか御検討いただければと思いますけれども、コピーのコピーになっていますので、実際の色はこちらになっています。こちらが冊子になっているA案というふうに呼ばさせていただきます。こちらがB案ということで、後ほど表紙については御検討いただければと思います。

続きまして資料2、こちらのほうも資料番号を振っておりませんが、広報特集号案ということで、自治基本条例特集号ということで、本日初校が出ましたのでおつけいたしましたけれども、まだ校正前ですので、また御説明の中で少しお話しさせていただきたいと思います。

続きまして資料3が、右上に第44回資料3ということで手書きで書かせていただいておりますけれども、パワーポイントの画面の資料になっております。

そして、資料4が自治基本条例地域報告会の次第、手持ち用ということで、前回御検討いただいたことを踏まえまして、配布資料の表示を直しております。

続きまして、資料5が自治基本条例報告会説明文になっております。

そして、資料6が条例に盛り込むべき事項、三者案検討課題決定事項ということで、その他の最終ページになりますけれども、7ページに前回の検討経緯を反映させております。

そして、最後に資料7が、前回の第43回の検討連絡会議の開催概要になっております。

本日配布した資料は以上、資料7までとなっておりますので御確認ください。よろしく願います。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、土屋委員が所用でおくれて見えるということでございます。

きょうは、次第を見ておわかりのように、パンフレットと広報特集号について確認をしていく、2番目に地域報告会についての段取りを確認していただくということでございます。

では、最初にパンフレット及び広報特集号について議論したいと思います。

事務局からの説明、お願いします。

○事務局 それでは、資料1のパンフレット及び資料2の広報特集号につきまして、事務局から説明させていただきます。

現在お配りさせていただいているのが、初校が出まして、現在まだ校正段階のものになっております。現在修正すべき箇所を直しております。

まず表紙ですが、「新宿区自治基本条例が制定されました。」ということで、制定された経過、概略を書かせていただいております。

そして、1ページおめくりいただきますと、「自治基本条例に定められている内容」ということで、各章ごとにその概要について説明をしております。そしてまた、右側にその章の該当条文を記載しております。

この中で、何点か修正を既に赤入れさせていただいているところとしましては、まず前文のところに、第1章とか第2章とか、同じようなタイトルを前文という形で振らせていただきます。

それから、右側の各条文なんですが、センターを合わせた形で、真ん中にくるような形で表記したいと思っております。

そして、第2章のところですが、最終行、「良好な地域社会を創出努める」と書いてありますけれども、「地域社会の創出に努める」という形で修正を入れております。

そして、第4章の右側、第11条が3つ並んでおりますけれども、第10条、第11条、第12条、第13条の順番になっております。

そして、第5章ですが、一番初めの章の次の行、「この章では」というところのフォントがほかとそろっておりませんので、フォントを直します。そして、項番の1ですが、右に寄っておりますので左側に詰めます。それから、6の出だしの部分、「政評価」と書いてありますけれども、

「行政評価」、「行」が抜けております。

そして、右側にいきまして、第6章の説明文のところですが、こちらが区民の権利と責務のところの第2章の文章が全部入っておりますので、ここにつきましては、情報公開及び個人情報保護についての説明文に全部差しかえます。

そして、表題の第7章の住民投票のところに入りますが、「第17条～第20条」という形で入ります。そして、右側の条文の表題のところですが、第19条、「住民投票実施結果」となっておりますけれども、「住民投票の」ということで「の」が入ります。第20条のところですが、「条例の委任」となっておりますが、「条例への委任」になります。

そして、第8章のタイトル、「地方自治」になっておりますけれども、「地域自治」に直します。同じく右側の条文のところですが、「地域自治」に直します。

そして第9章、こちらのほうも、章の次の「この章では」というところ、フォントがほかのフォントと違っておりますので、文字体を合わせます。そして第22条のところ、右側になりますけれども、「目的」と書いてありますが、「子どもの権利等」になります。

それから、第10章のタイトルですが、「国、他の自治体」、「の」が入ります。それから、「関係期間」が違っておりますので直します。そして、右側の白抜きの条のところですが、第23条も「国、他の自治体」ということで「の」が入ります。

そして、第11章についてはこの形になります。

あと、ページが2ページから始まっておりますけれども、ここから1ページでカウントしますので、以下、ほかのページはマイナス1減った形でページを振っていきます。

まず、ここに全体の章の説明と各条文とその条文の表題を入れた形で全体構成を示します。

そして、さらに1ページめくっていただいて4ページ、修正後は3ページになりますけれども、ここから具体的な条文を、「新宿区自治基本条例（平成22年条例第43号）」、目次以下、前文から第11章まで、次のページ、4ページになっておりますけれども、実際は5ページになりますが、「第11章 条例の見直し等」、附則のところまで、条文を記載します。

そして、その右側、最終ページ、5ページと書いてありますが、実際は6ページになります。こちらのほうに、「新宿区自治基本条例制定までの流れ」ということで、平成19年5月、自治・地方分権特別委員会の設置以下、条例の制定まで、これまでの流れを説明していきます。

パンフレットにつきましては、このような構成で考えております。

そして、前回いただきました左上に穴をあけるという件ですが、印刷業者のほうで、現在の費用のままで穴をあけていただくということで了解を得ております。

以上がパンフレットの内容になります。

続いて、広報特集号について説明させていただきます。

まず、広報特集号は、左でとじてしまいましたが、実際には右側がとじられて、1枚で見開きという形になります。こちらはまだ校正前ですので、内容についてはこれから校正を入れた形で直していきますけれども、気がついているところ、それから、これから入れなければいけないこととして考えているところについて説明させていただきます。

まず写真なんですけれども、各写真にはそれぞれ何の写真かという説明書きを写真の下の部分に入れていきます。

そして、構成としては、まず1ページ目で、この条例が制定されるまでの経緯及び地域報告会の25日以降に開催される日程について記載しております。そして、1ページ目の下段から自治基本条例についての条文、それから説明という形で、すべての条文について説明書きを入れていきます。

1枚めくっていただいて、以下、最終の第11章第25条、それから附則まで、条文と条文の説明書きという形で記事を書かせていきます。

そして、左下の「区民検討会議の構成」ということでいきなり出てきておりますけれども、こちらにつきましては、次ページの上段が各委員からいただいた原稿、区民検討会議の取り組みに関しての原稿になっておりますので、ここの構成図については第4面の上段のほうに移させていただきます。そして、今現在、区民検討会議の学識経験者である牛山先生の原稿につきましては、差しかえるということになっておりますので、こちらの原稿をいただき次第、牛山先生の記事につきましては差しかえるということと、あと牛山先生の顔写真を載せさせていただきたいと思っております。

したがって、実際には区民検討会議の記事につきましては、少し下まで、前ページのものがここに入りますので、その下の「議論を重ねた3年間新宿区自治基本条例制定までの道のり」というところは、若干下に下がる形で編集したいと思っております。

その下段のところにつきましては、これまで議論を重ねてきた3年間の自治基本条例制定まで

の道のりについて、平成19年から制定に至るまでの経過を載せまして、それぞれ写真を入れて、この写真につきましても、どの場面の写真なのかということを写真の下に載せた形で構成していきたいと思っております。

以上が、広報特集号の校正前の現在考えているところです。事務局からは以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、パンフレット及び広報特集号案について御意見を伺います。いかがですか。

○高野委員 事務局にお聞きします。

「広報しんじゅく」に関しては、この説明文、文面は、報告会の説明文ということを確認できました。こちら側のほうの「制定されました」という文面、中の説明、第1章「この章では」というところ、この文面はどこのところから出されたのかだけ教えてください。

○事務局 こちらの文章につきましては、逐条解説をベースにしまして、章単位で要約した形でまとめたという形でつくっております。したがって、基本的な言い回しについては、ベースは逐条解説になりますけれども、載せられる文字数が極めて限定されておりますので、例えば区政運営の原則などは、実際に原則として条文に入っている6つの原則について、こういう形で定めていますということ載せているだけになりますので、実際には条文のみ、条文を少し加工して載せている部分、それから説明書きについては逐条解説から引用している部分という形で、各章ごとに記述されている範囲については、それぞれ逐条解説から入れられるものもありますし、ほとんど条文で終わっているものもあるという位置づけになっております。

○辻山座長 ほかにありませんか。

○根本委員 そうすると、広報と逐条解説文と、それからパンフレット、これがいろんな方々に渡るということになる。これは何部つくるんですしたっけ。この前聞いたような気がするんだけど。

○事務局 今回、地域報告会にお配りする資料としては、まずパンフレット、それから前回御議論いただいた逐条解説、それとパワーポイントの画面、後ほど説明させていただきますけれども、本日でいうと資料3でつけさせていただいている画面、これを報告会のときに使う資料としてはベースとさせていただくと。そして、前回の議論の中で参考資料という形で、討議会の報告書の概要版、それからアンケートの要約版、これは参考ということで希望する方に配るということで、説明自体は、このパンフレットと逐条解説、それからパワーポイントの画面、これを用いて説明するという位置づけになります。

部数についてですが、パンフレット及び逐条解説につきましては、それぞれ3,000部印刷をいたします。

○辻山座長 そのほかありますか。

○加賀美委員 「広報しんじゅく」の2面の左上の写真なんですけれども、これはかなり前の写真なので、もし今のメンバー、最終メンバーの写真があったら、それを載せたほうがいいのかという感じがするんですが、2面の左上の写真なんですけれども。（「本当だ」「メンバーが違います」と呼ぶ者あり）そうなんです。だから、最終メンバーの写真のほうがよろしいかと思います。提案です。

○辻山座長 どうですか。ありますか。

○事務局 現在のメンバーでの検討連絡会議の写真というのがございませぬ。下のところは提出式のときの写真になっておりますので、現在のメンバーになっておりますけれども、左上については従前のメンバーしかありませんので、きょうこの会議の場面を撮らせていただいて、写真を差しかえるということでしょうか。

○久保委員 パンフレットの表紙なんですけれども、A案、B案をここで決めてほしいと言われたが、皆さん同じだと思うんですけれども、内容が全く同じで、デザインでいったらすべての面で

B案がいいだろうというふうに思いました。

それから、きょういただいたいっぱい資料の中で、区民討議会ということが書いてあるのは、パンフレットの実際の5ページの下から4番目に区民討議会というのが書いてありますね。それと、「広報しんじゅく」の一番最後に6月から8月まで区民討議会と書いてあります。これ以外にどこか入っていますか。もし入っていないとしたら、僕が言いたいのは、区民討議会については、簡単でもいいからその存在意義というのを、画期的な意味を持っているんですね。それをどこかで入れておくほうが親切ではないかと思ったものだから。

以上2点です。1番目は表紙はB案がいいのではないですかということです。

〔その他発言する者あり〕

○辻山座長 どうですか。事務局は、C案（AB折衷案）の趣旨はわかりましたか。

○事務局 では、済みませんが確認させていただきますが、デザインは、ベースはA案で、上部の文字についてはB案ということなんですけれども、B案の文字が白抜きになっていますので、多分これは、くくるなりしないと、ブルーのベースに白抜きだとちょっと見えなくなってしまうので、文字の色については印刷業者と相談させてください。文字の配列はB案ということで承りましたので、文字の色につきましては、背景との関係で、一番目立つような文字の色を選定することによって、よろしいでしょうか。

○高野委員 できたらでいいんですけれども、下の真ん中、ちょうど帯になる部分の文字がゴシックで重いような感じがして、下はこの文章このままでいいんですけれども、この辺に工夫が、もうちょっとやわらかくしていただくということは可能なんではないでしょうか。

○事務局 「新宿区自治基本条例が制定されました。」というところの文章ですか。（「そこだけ」と呼ぶ者あり）それもあわせて検討させてください。

○根本委員 さっき写真の話がありましたけれども、3ページの区民討議会の上のほうの写真があるでしょう。これは随分寂しそうなんだよね。私はもっといっぱい撮っているから、発表しているところとか、まだ間に合うなら、メールでも送って検討してもらおうかなと思ったんだけど、みんなで発表し合ったとかあったじゃないですか。ああいう写真はないんですか。

○事務局 これは左が区民討議会ではなくて、区民検討会議のワークショップの場面になっているんですね。区民討議会の写真が私のほうにございませんので、もしお持ちであれば、そちらの写真をいただいて、区民討議会の写真を入れさせていただいてもよろしいかと思います。

○根本委員 そうすると、下のは区民討議会の写真か。

○事務局 これはいずれも区民検討会議の写真になっております。

○根本委員 区民討議会じゃなくて区民検討会議ね。じゃ私のを送ってみますから。

○辻山座長 久保委員、2つおっしゃったですね。もう一つは何でしたっけ。

○久保委員 もう一つのほうは、区民討議会について、どこかでスペースをとって簡単に説明をしておいたらどうでしょうかということです。余裕はありますか。

○事務局 それは、例えば広報かパンフレットか、いずれでもいいという位置づけなのか、それともパンフレットに載せるとか、その辺で、多分パンフレットが、見ていただくとわかるんですけれども、かなりスペースがいっぱいになっております。したがって、広報の一番最終ページ、4面のところに、区民討議会についての補足みたいな形で入れるということは可能だと思いますけれども、パンフレットは今の文字数からすると厳しいかと思います。

○久保委員 広報のほうが大ですから、大は小を兼ねるで。

○事務局 それでは、広報のほうで検討させていただきたいと思います。

○辻山座長 ほかにありませんか。

これは前回決着がついたのかもしれないですけども、「区（行政）」という書き方、今回も6カ所か7カ所あるんですけども、条例文には全くないから、それと別の文章だということで処理しようと、前回そういう議論になったんですか。

○事務局 前回、逐条解説のほうで今御指摘の御意見をいただきまして、逐条解説のほうは参考という位置づけにしまして、そこについては、この前の10月25日号で記事が載っているんですけども、そこから引用した記事ということで表記することによって、逐条解説文との区別というか、その差がわかるような形をとるということで対応させていただいております。

○辻山座長 それなら了解しました。

そのほか御意見があれば、いいですか。

なければ、これについては御意見をいただきました。それに沿って対処していただきたいと思います。

それでは、次に地域報告会について議論したいと思います。

最初に、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 それでは、お配りしている資料の資料4のほうから、確認の意味でごらんいただきたいと思います。

前回の御意見をいただきまして、まずタイトルですが、「「みんなでつくろう！新宿区の未来」というのと報告会というのを行を改めて2段書きにさせていただきました。「手持ち用」と書いてありますけれども、実際、御来場の皆様にお配りするものは「手持ち用」を外しております。

そして、配布資料のところなんですけれども、資料1から資料3までを表記した上で、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、討議会の報告書と区民アンケートの集計結果につきましては、参考資料という位置づけにさせていただきました。

次第につきましては、以上のように修正させていただきました。

続きまして資料3、こちらがパワーポイントの画面になっております。画面のベースにつきましては、以前の地域懇談会で使いましたパワーポイントをベースにしまして、各条文を載せさせていただいたという形になっております。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、自治基本条例の構成ということで、各章と該当の条文を記載させていただいておりますけれども、条文に誤りがございますので直していただきたいと思いますが、「議会等」のところの括弧書きですが、第7条から第9条になります。それから、第4章の「区長等」のところなんですけれども、こちらが第10条から第13条、それから右側の列にいきまして、第10章のところ、「国、他自治体」とありますけれども、「国、他の自治体」、「の」が入ります。

そして、3ページの下段を見ていただきたいんですけども、「第1章 総則②」ですが、「総則」と「②」の間にワンスペースあけて「定義」をつけるという形にさせていただきたいと思います。

パワーポイントの画面ですが、まず2ページ目の上段のところ全体構成を示した後に、前文以下、各条文について載せさせていただきますけれども、前文につきましては、パワーポイントの中に前文を載せると、それだけで4画面ぐらいに前文がわたると思いますので、前文を説明するときには、逐条解説を御来場の皆様に見ていただいて、こちらのパワーポイントに載せさせていただいている前文は説明文のほうを載せさせていただいております。

それ以外、第1章以下につきましては、第1条から第25条まで条文を掲載させていただいております。

まず右側にいきまして、「第1章 総則」につきましては、①で目的、第1条、②で定義、③で基本理念、④で条例の位置付けという形で、基本的には条文単位でパワーポイントは作成しております。

そして、少しページを送っていただきますと、10ページの「第6章 情報公開及び個人情報保護」につきましては、2つの条文を載せさせていただいております。また、13ページに飛びまして第10章、こちらにつきましても、第23条、第24条につきましては2つの条文を載せさせていただいておりますが、それ以外の部分につきましては、パワーポイント1画面1条分ということを原則として載せさせていただいております。

新たに付け加えられた条文につきましては、絵も入れた形で、文字数が多いところについては絵は入れていませんけれども、新たな挿絵を入れておりますので、そちらのほうも見ていただいて、御意見があればいただければと思います。

パワーポイントの画面につきましては、そのような構成になっております。

続きまして、資料5の条例報告会説明文のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの説明文につきましては、原則として逐条解説をベースにつくっております。逐条解説のところの説明文を要約した形で書いております。この説明文を読み上げていただくと、ほぼ時間どおりで説明が終わるような文字数まで圧縮した形で掲載させていただいております。

そういうこともありまして、まず2ページ目の前文につきましては、逐条解説の中には各段落ごとにそれぞれ説明書きが入っておりますけれども、ここは全文本文を読むということもありますので、説明文につきましては、前文の趣旨だけを説明文に掲載させていただいております。

それから、3ページ目にいきまして定義のところ、第2条になりますけれども、こちらにつきましては、区民以下(4)まで4つの定義をしているんですが、説明文につきましては、「区民」と「公共サービス」というところのみ、説明文に入れさせていただいて、「区の行政機関」、「職員」については説明文では省略させていただいております。それ以降、逐条解説の文章を少し要約する形で、各条文の説明を書かせていただいております。

画面と説明文が合うような形で編集させていただいておりますので、9ページをごらんいただきたいと思います。「第6章 情報公開及び個人情報保護」のところになりますけれども、先ほど画面を見ていただきましたが、情報公開と個人情報保護につきましては、2条分をパワーポイント1画面としておりますので、こちらの説明につきましても、第15条、第16条を、条文を掲載した後にそれぞれの説明書きを書かせていただいております。

同じように、12ページになりますけれども、「第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等」というところにつきましても、第23条と第24条の説明文を合わせた形で説明文を編集させていただいております。

それ以外のところにつきましては、条文ごとに説明が入っているということで、パワーポイントでは条文を出しておりますので、各章ごとにまず条文をお読みいただいた後、条文に関する説明をしていただくという形をとっていただくと、パワーポイントの画面と説明文の表記が一致するという形になっております。

そして、前回、逐条解説につきましては確定という形でお話しいただいたんですが、その後、こちらのほうの説明文でいいますと8ページの上段のところ、これは「職員の責務」の説明書きなんですが、下から4行目、「特に、公益保護及び職員の行動基準」というところですが、この「基準」は「規準」が正しいので、そこところは前回から修正をさせていただきました。

それと、もう1カ所あるんですが、3ページ目をごらんください。定義の「区民」の説明文ですが、お配りしている資料のほうですが、「新宿区に住所を有する住民」という表記になっておりますけれども、こちらのほうは、こう書くと住所を有しない住民もあるというような誤解を招く可能性があるということで、条文と合わせた形で「新宿区に住所を有する者が中心であることはもちろんですが」という形に修正をさせていただきたいと思っております。

以上、パワーポイントと報告会の説明文に関しての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○久保委員 パワーポイントなんですけれども、それぞれ章ごとに書いてあるところに絵が入っているんですが、苦勞して絵を入れているのがよくわかります。「第11章 条例の見直し等」については、いかにも見直そうとしている。あるいは「区長等」のところは、たまたま現在女性の区長だから、女性が区長として座っている。それはびたっとするのですが、問題は、10ページの「情報公開及び個人情報保護」について、何で大工の絵が載っているのかがよくわからない。

○事務局 ここは、説明している紙面を掲示するという意味合いを持った挿絵になっております。

○久保委員 こういう形で苦勞して絵を載せているのはすごくわかるんです。ただ、「情報公開及び個人情報保護」については、高野委員がみんなに説明しないとわからない。これは情報公開の絵なんですと、画びょうで情報を張っているんですというのを、これは何か工夫できないものなんでしょうか。見たらぱっとわかるような。

○事務局 探してみますが、情報公開と個人情報保護を挿絵であらわすというのはなかなか難しいので、さらにいいものがあれば入れますし、ない場合はとるということでしょうか。

○久保委員 大事な時間を費やして申しわけないんですけども、僕の第一印象は大工の絵にしか見えなかったわけです。そういう感じなものだから、何かいい工夫ができないかなというだけで、これでも構いませんよ。

○事務局 また探してみますが、ない場合については御容赦いただきたいと思います。

○野尻委員 同じく挿絵なんですけど、3ページの目的のところの、何だかよくわからないんですが、これはないほうがいいんじゃないかと思うんですが、これは何の絵ですか。何かを見えていますよね。

○事務局 これは色がついていないのでわかりづらいと思うんですが、上に上がって下を見おろしているという形の挿絵になっております。

○野尻委員 これはカラーで出ませんよね。

○事務局 カラーです。

○野尻委員 カラーになりますか。じゃ大丈夫ですね。では結構でございます。

あと、6ページの「議会等」、これはできれば、よその議事堂ではなくてもうちちょっと違う、景色でも何でもいいんですけども。（「これはホワイトハウスみたいですね」と呼ぶ者あり）ねえ、余りしっくりしませんよね。いかにも、全部がどこかから持ってきたという感じになっちゃう。何かあれば。個人的で申しわけありません。

○高野委員 文句ではないんですけども、地域でやると、字の級数が小さいと読めないと言われて、そんなもの出すんじゃないというのが通常になってしまっているんですが、これは今、構成上しようがないとしても、小さいところとやけに大きいところがあるので、これは工夫していただけないかなという気がしています。

特に細かいことを言っているようなんですけれども、見ばえがいいかなと。そうすると急に、何だよ、小さいじゃないとか、大きいじゃないかというように見せてしまうと、そこに目がいつちゃって、つまらないことの質問が出てくるんじゃないかという気がしていますので、これを見せるから、見ているから。そんなことでちょっと工夫してください。よろしくお願いします。

○辻山座長 先ほどの議会のところは何か代替案がありますか。まさか国会議事堂を持ってくるわけにも、これは多分、アメリカの連邦議会ですよ。

○事務局 こちらの挿絵なんですけど、自由に著作権なく使える挿絵というのが結構限定されていて、一般的に使えるものから引っ張ってきていますので、特定した建物というのはなかなか難しいということがございますので、探してはみますけれども、ないときには御容赦いただければと思います。

○辻山座長 新宿区役所の全景みたいなものはないのか。（「議会じゃないから」と呼ぶ者あり）ああそうか。異質なものになっちゃうわけね。そうだね。

○事務局 あと、文字のフォントの大きさなんですけれども、合わせるということになると、大きい文字をできるだけ小さくして、小さい文字のほうに合わせていくということしかできないと思うんです。1つの条文を2つに分けていくと、説明者が結構煩雑になって、条文を（1）だけ読んだ後に説明を入れ、（2）を改めてまた読んで説明するという形になりますので、文字のフォントは近づけますが、大きい文字を小さいほうに合わせるということも、今度は大きい文字も見えなくなってしまうので、大きい文字のフォントを少し落とすというぐらいでよろしいでしょうか。

○辻山座長 第4章が最大のポイントでしょう。これをその下の3番目ぐらいにそろえれば少しね。

○久保委員 今の問題で、小さい文字のところを映写機で拡大はできないか。

○事務局 今はこの紙面の大きさで見ているので、やっぱり小さく感じると思いますが、スクリーンの大きさにかなりよると思うんです。実際投写するスクリーンが、各地域センターでスクリーンの大きさが違うんですが、大きいスクリーンを設置しているところであれば、かなり大きく映ると思いますので、スクリーンのサイズと文字のフォントというのはかなり影響してきますので、その辺、スクリーンのサイズも見ながら、また会場の広さも影響してきますので、その辺も見ながら、少し考えさせてください。

ただ、小さい文字を大きくすると、当然、その文字が欠ける、ほかの部分が欠けるということになりますので、それは説明するときに、条文ごとにそれを、1項、2項とそれぞれそれを大きくしたり小さくしたりするというのは、かなり難しいと思います。

○辻山座長 ほかにありませんか。

○根本委員 説明者はこれを読み上げるわけですよね。ということになるね。イメージがちょっと違って、私は読み上げるように台本がくるのかなと思って期待していたけれども、私がトップだから、ここで実験台になるわけだね。条文も読んで、そして説明文も読むというわけ。

○事務局 前回の話ですと、条文については読んだほうがいいんじゃないかということですので、まず条文を各条ごとに読んでいただいた後に、説明をしていただくという順番で考えております。

○根本委員 17日は早い時間に準備してリハーサルをやってみないと、ぶつつけ本番では何分かかかるかわからないね。（「40分」と呼ぶ者あり）40分でいくか。

○樋口委員 私も同じことを思っていたんですけれども、そうしますと、このパワーポイントのほうの条文を読み、説明文を読んで、それで40分におさまるといふ、そこれそ台本と思っているんですか。例えば少しポイントだけ言うとか、そんなことはなく読めばいい。

○事務局 この説明文を読み上げていただくという前提で要約してつくっておりますので、基本的には説明文をそのまま読み上げていただくということで考えております。

これ自体、読むと40分かからないで終わりますが、その前後に、今回の検討の仕組みであったり、そういったところを少し話さないといけないと思いますので、ここでいうと、例えばパンフレットの最終ページに制定までの流れがありますね。この辺を少し触れてから、こういう取り組みで条例が制定されましたという前段があって、それから条文の説明に入っていくのかなというふうに思いますので、これだけを読むと30分ちょっとぐらいで読み切れるくらいだと思います。

○土屋委員 それは最初の方のあいさつのときにやっていただいて、説明は説明だけ、条例の説明だけにしたほうがわかりやすいんじゃないかと思うんですけれども。

○事務局 今、あいさつが5分で設定しております。もしそうであれば、あいさつ者のところの時間を少しとらないと、5分ですと、配布している資料を説明して通常のごあいさつをしていただくと、多分そのくらいで終わってしまうのかなと思いますので、もし流れを冒頭で説明するのであれば、今の5分を3分ぐらい延ばして、前のあいさつをする方の仕事に入れるというような形になるかと思います。

○樋口委員 いずれでもいいんですけれども、流れの部分の説明は台本か何かないんですか。要領よくわかりやすくこの流れ、成り立ちというものを説明するのは、メモがないと思ったもので、それがあいさつの部分に入るか説明の部分に入るかはどちらでもいいと思うんですけれども。

○事務局 では、全体の流れのところにつきましては、事務局のほうでつくらせていただきたいと思います。ただ、あいさつ者に入れるのか説明者に入れるのかだけは、きょう決めておいていただければと思います。

○久保委員 僕も1回だけ担当があるので、必ず行って前の人のを勉強して、何とか間違いなくやろうと思っているんですけども、僕は、条文はきちっと読んだほうがいいと思っていますが、説明文については、この条文についてはあえて説明する必要はないと思いますので省略しますと言う気は持っています。条文によっては、あえて説明したらわけがわからなくなってしまうかもしれない。あえて説明する必要はない、条文どおりの意味ですと言おうと思っています。そういう意味で、特別余計なことを、自分の勝手な解釈をして説明しない限り、説明者に任せていいんじゃないでしょうか。それだけ勉強してきたわけですから。もしそうでなかったら、1つの案文をきちっとつくってみんな読めばいいので、テープレコーダーに入れて押せばいいようなものでしょう。

○根本委員 私は1回リハーサルさせてもらおうと思っているんですが、まずパワーポイントで「みんなでつくろう！新宿の未来」と出るでしょう。新宿区自治基本条例と出たときに、私は何をしゃべっていけばいいのかと思うわけだ、このとき黙っていたら。その次に、条例の構成というところは、前文を読み上げればいいのかとか迷っちゃうわけ。前に我々がやったときには、ちゃんと話し言葉のようなものをつくったんだけど、そこまでやってくれとは言わないけれども、どこで出ていいのかというのが、これだけ渡されて、目が悪いのに、あたふたやるという心配のほうがいいんだよね。

○事務局 それでは、条例の説明文の前の全体の構成のところについては、事務局のほうで、条文に入ったら、ベースはきょうお配りした説明文でやっていただいて、基本的には条文を読めばわかるようなところは簡単な説明しか入れていませんので、それは省略していただいても何ら差し支えないと思っていますが、頭のところのパワーポイントの画面で、条文に入る前の前段の全体構成とか、その辺につきましては事務局で、先ほどの制定の流れとあわせて用意させていただきたいと思いますので、事前にお配りしますので、ちょっと目を通していただければと思います。

○佐原委員 私も説明がなれていないもので、シナリオがあればいいんですけども、今、説明は省いてもいいという話をしましたけれども、この説明を省いたら、恐らく質疑応答の時間がかなりかかると思います。なぜかという、短めにつくってある文ですから、逐条解説をつくって説明しようといってわざわざつくったわけだから、この説明を退かしたら質疑応答の時間は倍以上かかるような気がします、どうでしょうか。

○事務局 ここの説明を省略していただくと、その分、説明の時間は短くなります。したがって、その後ろに用意されている質疑応答の時間は必然的に、時間という長くなります。ただ、説明しなかったからその質問が指摘されるかという、必ずしもそうでもないのかなというふうに思います。時間自体は間違いなく、説明を省略すれば説明時間が短くなるので、その後の質疑応答の時間が長くなるということになりますので。

○高野委員 恐縮ですが、議会にけんかを売るつもりで話しますけれども、前回、この条例を制定してこれをするとき、報告会ということは、皆さんにわかりやすい形で説明しましょうといっているのに、条文だけ読んで、あとは何でも言ってよと、これはないでしょう。やはりそれなりの、全部読まなくもいいけれども、部分的なところで、これはアレンジしてはいけない部分もありますけれども、書いてあること以外のことは言うてはいけないルールとか、これから考えればいいことですが、そのくらいはしてあげないと、この条文は何を書いてあるのかわかって、「うん、わかった」とみんなが帰れると思うんです。だから、その部分を少し考慮していただきたいなという気がしています。

○久保委員 前文についての説明が2行で終わっています。こういう形でできるだけ説明を簡潔に、本当に条文の中の趣旨を取り上げて簡潔につくってもらえたら、みんなそんなに苦労しないし、時間もかからないんじゃないでしょうか。そして、それによって質疑の時間が多くなるというふうには僕は思いません。

○根本委員 議会側にけんかを売るという話ではなくて、今の話は議会の中でも意見があるところだよね。10会場で18人、19人が協力してやるんだから、これをつくって、これに基づいてきちんとやるというふうに考えた上で、時間がなくなっちゃったりして、早口で言う人もいれば、ゆっくりしゃべる人もいるから、そういうところで調整していくということは考えても、しっかりし

た台本をつくって、みんなが同じようなことを説明していくというふうに心がけるべきだと思います。（「これが台本なんだ」と呼ぶ者あり）これが台本だから、ちょっとびっくりしたんだ。

○樋口委員 私たちはずっとこういうことをやってきていますからあれですけども、会場にいらっしやる方は、それこそ初めてこういうものをごらんになるわけですから、やっぱり丁寧に説明することだと思います。

それで、まさしくこれが、この場でも「てにをは」まで含めて検討した説明文ですから、本当に要領よく簡潔にまとまっているものだと思います。あれこれ考えながら言っていたら、本当に長くなっちゃうようなことをちゃんとしてくださってありますので、基本的にはこれを読むということで、それで、先ほどもあったように簡単のところは飛ばすということで、少しアレンジはあったにしても、基本的にはこれでいいかと思います。

それと、先ほどの、あいさつのほうでやるのか条文のほうでやるのかというのは、私は、流れみたいなものはあいさつの中で言って、ここの担当はまさに条文と説明をきっちり言うというふうにしたほうが、聞いているほうもしっくりくるんじゃないかと思います。

〔その他発言する者あり〕

○辻山座長 では、経過の説明はあいさつのほうなどでやるということで、いいですね。

それから、くれぐれもお願いしておきたいのは、学生の報告でも、原稿を書いてきて読む学生がゼミでいるんですけども、それは禁止しています。全然頭に入ってこないんですね。つまり、文字で書いたものをなぞっていきますので、自分の心の抑揚が反映しないので、やっぱり趣旨を理解したら、そこはある程度アレンジして自分の話し言葉にしてというふうにしないと、聞いているほうがとてもつらいというふうに思います。（「同じ調子になる」と呼ぶ者あり）そうなの、本当に一本調子になってしまってるね。だから、そこはそれぞれの出演者のセンスにお任せするというようにして、しかし基本は外さないということで。

〔その他発言する者あり〕

○辻山座長 これは本当は、画面1つごとに1ページ大きな字で書いておいて、1つやって画面展開するときは、こっちもめくるというのだとやりやすいんです。

○事務局 基本的には、条文と説明文で1ページという形になりますので、それで編集をかけます。ですから、めくっていただいて、前文は除きますけれども、総則から始まって、目的第1条を読んでいただいた後に説明をしていただくと、ここで画面が1画面になっていますので、条文、説明が必ず1画面になっています。先ほど例外として2つ挙げましたけれども、あそこだけが1つの画面に2条入っていますので、したがって説明書きもそれに合わせた形で、2条を四角で囲って、2条の説明が下に入っておりますので、ページがえだけ編集すれば今の御期待には添えますので、画面と合わせてページが変わるようにという形で編集し直します。

○辻山座長 そうすれば大分、目もついていけるという気がいたしますね。

○大友委員 原稿のほうの字のポイントを少し大きくしていただくと。

○事務局 必然的に、ページがえが入りますので、もう少し文字を大きくできますので、大丈夫です。

○辻山座長 ほかはいいですか。

それではそのようにして、うまくいくことを願っております。

○事務局 先ほど、流れはあいさつのところでやるということになりましたので、資料4の時間配分なんですが、あいさつのところを8分、条例の説明のところを37分という形で、時間を変えさせていただきます。

○辻山座長 それでは、足かけ3年にわたって議論してきた議題すべて終わりました。

その他という項目なんですけれども、これは何か思いがあってその他ですか。

○事務局 本日が検討連絡会議の最終回ということで、これ以降、説明会を10回やって、こういった会議の場はありませんので、その他のところで、これまでの各委員の御感想などを少しいただければと思っております。

○久保委員 ずっと長いことカメラを回して、僕らが一生懸命やっている姿を撮ってくれて大変だったと思うんです、重い荷物を持って。あの人は区民検討会議の仲間かもしれないけれども、僕ら19人が本当に世話になった。あの人に感謝のあれをこの会で、終わるに当たって考えるべきではないかと思ったんですけれども、いかがですか。

○辻山座長 いかがでしょうか。どんなことを考えましょうか。

○久保委員 労をねぎらって御苦労さまというだけなんだね。大げさに、花束だとかそんなことじゃない。

〔その他発言する者あり〕

○久保委員 ずるいんだけど、結論は座長にお任せします。

○辻山座長 ちなみにこれまでの経験では、一度の欠席もなく活発に発言された市民委員の方がおられまして、その方1人が30名のうち皆勤だったので、最終日に私がこっそり、感謝状ではなくて表彰状みたいなものを、印刷屋に毛筆で書いてもらいまして、紙を1枚だけ贈ったことがあります。そのようにしましょうか。

〔その他発言する者あり〕

○辻山座長 そんなことも含めて、何か御感想があればということですので、手を挙げていただいて。並んでいる順番というのはいかにも芸がないので、どなたからでも。

〔その他発言する者あり〕

○辻山座長 では、そのときにやることにして、そのときでは積年のうっぷんを晴らすかもしれないと思って、事前に言うておこうという方がおられたら。

それでは、そういうことにして、とにかく地域説明会をちゃんとやるということにこれから力を注いでいただくことにしましょう。

それでは、ほかになければ、きょうはこれで閉じます。私の座長職もきょうで終わりです。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）（拍手）

○久保委員 終わりだとおっしゃったので、あざみ委員が一言先生のごあいさつをもう一回だけ聞きたいとおっしゃるので。

○あざみ委員 私、きょうが最後という意識が全くなかったものですから。

○辻山座長 早稲田の斎藤君みたいになりますよ、「仲間が」と。

最初に申し上げたように、人はそれぞれ考え方が違って当たり前だという、それをすり合わせていくところに公共性の空間が生まれるんですよみたいな話をいたしましたけれども、いい実験例でした。本当にそういうふうになるものなんだなということを実感できた。そういう意味では、すばらしい素材の方たちばかり集まっていたということが原因だったろうなと思っております。そういう意味では私も感謝しております。ありがとうございました。（拍手）

散会 午後 7時47分